

平成21年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成21年3月9日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成21年3月9日(月)午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員(15名)

1番 神保美也議員	2番 内山鉄芳議員
3番 三鬼孝之議員	4番 田中勲議員
5番 真井紀夫議員	7番 三鬼和昭議員
8番 高村泰徳議員	9番 與谷公孝議員
10番 端無徹也議員	11番 濱中佳芳子議員
12番 北村道生議員	13番 村田幸隆議員
14番 濱口文生議員	15番 中垣克朗議員
16番 南靖久議員	

欠席議員(0名)

説明のため出席した者

市 長	奥 田 尚 佳 君
会計管理者兼出納室長	湯 浅 英 男 君
市長公室長	栗 藤 和 治 君
総務課長	川 口 明 則 君
防災危機管理室長	小 倉 宏 之 君
税務課長	世 古 正 太 郎 君
福祉保健課長	宮 本 忠 明 君
環境課長	楠 文 治 君
環境課廃棄物・資源リサイクル担当調整監	佐々木 進 君

市民サービス課長	山下 恭徳 君
建設課長	北村 都志雄 君
新産業創造課長	奥村 英仁 君
水産農林課長	岩出 育雄 君
水道部長	川端 直之 君
尾鷲総合病院事務長	大倉 良繁 君
尾鷲総合病院総務課長	大川 一文 君
尾鷲総合病院医事課長	世古 譲治 君
教育委員長	北澤 雅臣 君
教育長	田中 稔昭 君
教育委員会教育総務課長	吉澤 壽朗 君
教育委員会生涯学習課長補佐	児玉 佳高 君
教育委員会学校教育担当調整監	玉津 勲哉 君
監査委員	濱田 俊次 君
監査委員事務局長	濱野 薫久 君

議会事務局職員出席者

事務局長	山本 和夫
議事・調査係長	内山 雅善
議事・調査係主査	竹平 専作

〔開議 午前10時00分〕

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において11番、濱中佳芳子議員、12番、北村道生議員を指名いたします。

次に、日程第2、6日に引き続き一般質問を行います。

最初に、12番、北村道生議員。

〔12番（北村道生議員）登壇〕

12番（北村道生議員） おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、保育制度改正の動きについてであります。

厚生労働省の社会保障審議会少子化対策特別部会は、先月24日、市町村の保育実施義務に基づく現行の保育制度を大きく変えて、利用者が保育所と特別契約を結ぶ新たな保育の仕組みを導入するという改正案、いわゆる第1次報告を決定いたしております。この保育制度の改正案が実施されれば、今後の保育事業施策に大きな影響を与えるものですから、決して無関心ではおられません。厚労省の考えている保育制度改正案では、市町村の実施義務がなくなり、保育提供体制の確保、利用の支援、保育費用の支払いなどの実質責務を市町村に課すとはしてはいるようではございますが、公の責任は大きく後退するものとなっております。

具体的に改正内容を見てみますと、保育所への入所については、現行では保育が必要な場合は、希望する保育所を選んで市町村に申し込み、必要度の高い順に市町村が入所先を決定していたのが、改正案では、市町村は保育の量を決定するだけで、親は自分で条件に合う保育所を探し、直接保育園と直接契約を結ぶということになります。また、保育料については、保育の利用時間にかかわらず、収入に応じた額を市町村に納入し、滞納しても追い出すことはしないことになっておりますが、改正案では、保育サービスの対価として保育所に納入をし、滞納す

れば契約解除になるなどのおそれが出てまいります。このように保育の仕組みを根本から変え、直接契約を導入する制度改正案に対し、今後、保護者や保育所事業所から反対の声が日増しに強まってくることは必至だと考えます。

既に、尾鷲民生事業協会もこのことを心配し、昨年9月に三重県保育協議会を請願者にして、「保育制度改革」の見直しを求める意見書の提出を求める請願書を議会に提出されました。尾鷲市議会ではそれを受けて所管の委員会で審議をし、本会議で可決・採択をいたしました。そして、関係機関に意見書が提出されたところでもあります。厚労省は、これから制度案の細部を議論し、2010年度から2011年度の通常国会に児童福祉法改正案を提出し、2013年度から新制度を実施する構えのようではありますが、今後の議論に十分注目をしていく必要があると思います。

厚労省保育制度改革のこの動きに対する見解をまずお聞きしておきたいと存じます。

次に、奥田市長の税理士違反容疑に対する態度について質問をいたします。

私は、奥田市長に対して特別な感情を持っているものでは決してありません。言葉に品が欠けることや少しやり過ぎのところがありますが、市長選に出馬する決意など、なかなかやる気のある青年だと思ってまいりました。ですから、市長になられて尾鷲市のために期待もし、これまでの奥田市政についてはだれよりも協力的な態度で接してきたつもりであります。しかし、今回の法令違反は絶対にいただけません。1月22日の税理士法違反容疑による書類送検後のこの刑事事件に対するあなたの対応と弁明に対して、私のあなたへの期待は完全に裏切られました。

あなたは市長就任記者会見で、地方紙の報道によりますと、公認会計士の仕事は続けるかという記者の質問に、公認会計士業務との兼業は可能であると確認はしているが市長の職務に専念すると答えております。しかし、あなたは市長の職務に専念してはきませんでした。公認会計士業務も行政司法書士業務も兼業し、その上、法令違反である税理士業務をも兼業してきたのであります。そして今、税理士法違反に問われ書類送検されているわけであります。

民主主義の法治国家である我が国においては、法令遵守は政治家の命であります。したがって、政治家にとって法令違反は絶対に許されない最大の罪であります。奥田市長、あなたはその法令違反で書類送検をされ、その容疑を認めておられます。政治家として犯してはならない過ちを犯してしまったのであります。あ

あなたは、議会にも報道関係者にも、税理士業務の兼業が法令違反であるということを確認しなかった私の責任で強く反省しておりますと言いわけに終始していますが、この過ちはそんな言いわけで済まされる問題ではないのであります。最高学府を出られて、公認会計士資格も取られ、法律も学んでおられるあなたに、そのことがわからないはずはありません。

市長、あなたはこの法令違反に対する責任のとり方について、司直の判断を待って態度を決めると再三にわたって述べられています。しかし、この問題は、あなたが期待している検察の懲罰の軽重によって判断しようとする態度は大きな間違いなのであります。懲罰の軽重もさることながら、それよりも大事なものは、法令違反を犯したという政治家としての命である政治倫理上の問題なのであります。そのことにどうして考えをめぐらされないのですか。そして、どうして政治家としての潔い態度をとろうとしないのですか。法令違反を犯した市長では職員に対しても示しが見つからないではありませんか。既に職員の市長に対する信頼が大きく揺らいでいるのではと心配にもなってまいります。

先日、市P連の大会に来賓として出席されたあなたに対して、PTAの一会員の方から糾弾が行われたという報道もなされました。そのような状況のもとで、尾鷲市の教育行政に責任を持っていかなければならない教育長も、現場で直接児童・生徒の教育をつかさどる先生方もきっと困惑していることと思います。

市民の中にも、あなたに対する不信感と尾鷲の将来に対する不安感が満ちあふれています。尾鷲市の外から、一体尾鷲はどうなっているのかと言われるたびに恥ずかしい思いをしているのです。あなたの周りにおられるあなたの支持者も含めて、市内に満ちあふれているその空気がどうして読めないのでしょうか。市長選であなたに寄せられた6,470人の支持が今もついて回っているとでも思っておられるのでしょうか。名古屋大学卒、公認会計士というあなたのセールスポイントが生き続けているとでも思っておられるのでしょうか。

あなたの議員時代の姿を私は知っています。立場が変わって、あなたが今議員なら、きっと先頭に立って、この法令違反を追及して市長の辞任を強烈に求めているであろうと想像することは決して難しくはありません。今、人には厳しく自分には甘いあなたの人間性が透けて見えるのですが、そう見えるのは私だけでしょうか。

このような四面楚歌の状況で、市長として今後の尾鷲市政を停滞させることなく、その運営に責任を持てるとお考えでしょうか。市民の信頼がどんどん薄れる

中で、議会との関係はもちろんのこと、尾鷲市のトップセールスマンとしての役割がきちっと果たせるとお考えなのでしょうか。今や私はあなたに信頼を寄せるわけにはいかなくなっています。

市長、それでもあなたがどうしても市長の職にとどまりたいというのであれば、議会解散などという責任転嫁などをせずに、すぐにでもみずから市長の職を辞して改めて市民に信を問うべきなのではないでしょうか。あなたの人生にとっても、不信任案再決議で市長職失職という不名誉な道を選択するのではなくて、政治家らしい潔い道を選択することが最善の選択であると強く進言をいたします。あなたの政治家としての良心にかけてお答えをください。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） 北村議員の質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、保育制度の改正についての中の保育制度改正の動きについてでございますけども、このことにつきましては、後ほど福祉保健課長の方から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

それから、後半の私ごとの税理士法の関係でございますけども、今回、この件につきましては、本当に私も深く重く受けとめている次第でございます。議員の皆様始め市民の皆様方に大変いろいろとご迷惑をおかけしまして本当に申しわけなく思っております。また、この場をおかりしまして心からおわびしたいと思います。本当に申しわけありませんでした。

それで、再三申し上げますが、検察の方の処分を見てということをお申し上げてきております。もう間もなく出るんじゃないかというようなことを聞いておるんですけども、そう遠くないと思うんですね。その時点で私なりに自分の身の振り方とか責任のあり方ということにつきまして、改めて説明させていただきたいと思っておりますので、そのときまで待っていただきたいと思っております。ただ、今回のことにつきましては、再三申し上げますが、本当に私の不徳のいたすところでございます。これ以上何も申し上げることはありません。本当に申しわけなく思っています。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（宮本忠明君） 北村議員の保育制度改革についてご説明申し上げます。

まず、議員ご質問の保育制度改革論議は、平成19年末「子どもと家族を応援

する日本」重点戦略に挙げられ、さらに経済財政改革の基本方針2008でも、保育サービスの規制改革について、平成20年度内に結論を出すとの考えで、政府の社会保障審議会、この社会保障審議会の下の子化対策特別部会で議論されてまいりました。さらに少子化対策特別部会の下部検討会である保育事業者検討会というものがございしますが、その保育事業者検討会から、この2月24日に第1次報告が少子化対策特別部会になされたところでございます。この保育制度改革論議につきましては、保育所待機児童の都市部における解消を中心としておりますが、就業形態の変化、保育サービスに多様なサービス形態が求められているほか、年々増加の一途をたどる少子化対策事業費の効率化も含めた制度改革であろうと認識しております。

現在の保育所制度は、児童福祉法第24条に基づき、保育に欠ける世帯に対する支援として、自治体において入所措置制度を実施しており、保育の質を確保するために社会福祉法人に限定した認可事業となっております。しかしながら、都市部を中心に待機児童の解消が進まないこと、また、保育に欠ける要件が、現代社会の雇用形態の変化、また利用者が求めているさまざまな保育サービスへの対応などが問題となっております。これらの問題を解決するため、サービスの普遍化、量的拡大と多様化、質の向上、この3本をポイントとして議論をされているところでございます。そのため、少子化対策特別部会では、保育に欠ける要件の見直しと、自治体が保育園を指定する措置制度を保護者が必要とする保育サービスが提供できる保育園を自由に選択できる、いわゆる直接契約方式を導入するという方向で検討を進めております。利用者の裁量でサービス施設を選択できる制度は、既に介護保険制度や自立支援法において実施されております。延長保育や障がい児保育に積極的な保育園を希望する利用者にとって、自由な選択は望ましいことではあります。逆に利益追求を優先する事業者などへの指導が手薄になるなど、全国私立保育園連盟等が指摘するリスクも考えられますので、それらの点については今後詳細な検討がなされると聞いております。現在、少子化対策特別部会で論議・検討の段階であり、今後、社会保障審議会において採択され政府の答申に至るまでは、まだまだ多くの課題について議論がなされると思っております。福祉保健課といたしましては、県下の福祉事務所長会議、また、三重県地域福祉連絡協議会等の場で議論をするとともに、尾鷲民生事業協会とも連携し、この地域における保育児童の健全な育成支援を推進するとの立場で臨んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 今のご答弁で、頭があんまりよくない私にはなかなか理解しにくいことがまだまだ多いんですが、いずれにしても、この改革案というのは、都市部の幼児の待機者の解消ということも非常に大きなねらいを持っておられるということ、それはわかるんですが、そういう点では、尾鷲市の場合、待機者もほとんどなくて、しかも、企業立という、そういう意味での民間の事業所というのはほとんどなくて、民生事業協会さんが1本で事業主体者になっておるといふ状況は違いますから、この改正案の方向が仮に実施されたとしても、すぐに影響するということにはならんというふうには僕も考えておるわけですが、しかし、どうしても気になるのは、直接契約の部分がどちらかというところと行政改革の筋道の中で先行してくるような気がするわけです。だから、そういう点では、この社会保障審議会の議論を通じて法制化されるまで、まだ時間は確かにあるわけですが、しかし、少なくともそういう方向が前面に推し進められてくれば、地方における保育行政に影響はないということはいえないのではないかと心配もしますので、先ほど課長が言われましたように、他の団体との協議を十分しながら、少なくともこういう方向を先取りするような形で教育行政の中に反映しないというような方向での方針を確認したいということなので、再度、課長としてそういう方向は絶対とらないということの確約だけはしていただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（三鬼和昭議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（宮本忠明君） 確かに直接契約方式というものの功罪、メリット、デメリットというものはあるかと思うんですが、現実の問題としたら、保護者が自分の近隣の居住地に近い保育所を選びたいと、なおかつほかのサービスも求めるという部分で議論があるところでございますが、認定こども園等においても、基本的には直接契約方式というようにはなっております。しかしながら、認定こども園等でも、その市町において直接契約方式でなくて自治体を通じて入所契約をするという自治体もございます。保護者の方にとっても保育者の保育事業者にとっても、あまり負担のかからない方式というのをやっぱり育成支援の中では中心ポイントとして考えるべきであろうかと思っておりますので、議員ご指摘のように、今後、制度としてきちっと決定するまでには、当然、市町の要望等を酌んで、県、国の方に要望して一番最適な方法を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） そういう方向で、ぜひとも輪内地区における認定保育園制度の問題もすぐに課題になっていますから、そういう点では十分保護者の立場の施策を遂行していただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に、税理士法違反問題に入りたいと思いますが、市長の答弁、極めて不満足であります。これまでの弁明に終始をしている感がありまして、いわゆる司直の判断を待つて態度を決めたいと、この一点張りであります。

私は、先ほど申しましたように、市長に対して、この問題の本質は司直の判断、いわゆる懲罰の軽重で決めるのではない、そこに問題があるのではない、むしろ政治家として犯してはならない法令違反を犯したという政治倫理、このところにその問題の本質があるので、そういう考えにどうして立っていただけないのかという質問をいたしました、それにお答えはございません。そのことについて、まずお答えを再度お願いしたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 以前にも申し上げたことがあるんですけど、やーめたと言うことは確かに客観的に考えて潔いし、それがいいのかもしれませんが、やっぱり今、いろんな問題を抱えている。今、この3月議会ということも入っています。そういうこともございます。ですので、何度も申し上げますけども、今、司直の手にゆだねられておりまして、もう間もなく出るというふうに私も間接的に聞いておるんですけども、それが出次第、今後の私の身の振り方、それから責任のとり方というのを、きちっとこれは市民の皆様にも説明しないとイケないと思っていますし、そういう意味でご理解いただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 恐らくその種の答弁で終始されるのではないかというふうに思いますが、じゃ、ちょっと視点を変えて、潔い市長の答弁があれば、これ以上質問を続ける必要はないんじゃないかということの期待をしたんですが、そういう期待は裏切られましたので質問を続けなければなりませんが、市長、議長からもこれまでに尾鷲市政に対する不名誉な出来事の影響を最小限にとどめたいという議長の思いから、再三にわたって市長に対して、市長の職を辞して市民に信を問うたらどうかという進言があったと聞いておりますし、私自身も同僚議員とともに個人的に市長にお会いしたときに同様の進言をいたしました。しかし、そ

んな中でも市長の辞職に対する態度が示されない、そういう状況の中で、議員14名の連名による辞職申し入れの文書が届けられたと思います。市長、その辞職申し入れ書を受け取ったときの市長の思いをまず聞かせてください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 15名の議員の皆様の中で14人の方の署名捺印の中での辞職申し入れということにつきましては、本当に深く受けとめております。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 14名の意思を深く受けとめているという答弁の割には、あまり身にしみて感じておられないように思いますが、あなたはその申し入れのすぐ直後の記者会見で、もし仮に議会で不信任決議案が出されたときにどうしますかという記者の質問に対して、それが可決されたら議会解散で応じると、そう言われております。今もその考えは変わってありませんか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） その後の全員協議会の中で申し上げましたけども、あのときの記者会見のときに、確かに不信任案が決議された場合はどうされますかという話だったと思うんですけど、その中で、ちょうどそのころに鹿児島県のある市が不信任ということを出されていまして、その首長さんが解散権を発動したということがございましたので、そういう例がございますので、解散ということも視野に入れながら、権利としてあるということを地方自治法にもきちっとうたっていますけど、それを十分認識している中でどうするかということは、そのときはそのときに考えないといけませんけど、私ははっきり明言したつもりはないんですけど、そういう選択肢もございますねという話でしたつもりでございますので、別に深い意味は、全員協議会のときにも申し上げたように他意はございませんので、ぜひご理解いただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） はっきり断言したわけではないと、権利としてはあるという立場で発言したにすぎないと、しかも鹿児島県の例をとりながらお答えいただきましたが、鹿児島県の場合と尾鷲市の場合とは性質が全く違うわけでありまして。鹿児島県の場合は市長と議会の政策的な対立によって引き起こされた不信任決議案であります。うちの場合は、市長の法令違反に対して市長の資質を問うための不信任決議案ですから、それをごっちゃにして考えているのはいかがなものかというふうに思いますが、それは別として、権利として議会解散で応じるというふ

うに選択をしたそのときに、辞職を選択しないで、もちろん辞職するという権利もあるわけですから、議会を解散するというふうなことを選択した、そのお考えはどのようなお考えでそちらを選択したんですか。

議長（三鬼和昭議員） 北村議員、もう一度問いをお願いします。

北村議員。

12番（北村道生議員） 不信任決議案を可決したときに、議会解散という市長としての権限を行使するということですね。そういう権利はあるということですね、するかどうかは別にして。そういう立場で発言したんだと、こういうことでしたですね。その記者会見のときの発言は、議会を解散させるということではなくて、議会を解散する権利があるということで発言をしたと。違いますか。もう一遍そこのところをはっきりしてください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 記者会見のときにふと聞かれたもんですから、ただ、やっぱり実際不信任案を決議されたときに、きちっとそのときには考えたいと思っていますけど、今の段階で不信任案どうのこうのというのは私の中では考えていませんので、実際議員の皆さんが出していただいた段階で考えたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） どうも詭弁だと私は感じてなりません。確かにそういう点では、はっきりと新聞報道にも不信任決議案が可決されたときには議会解散で応じますと、こう報道されているわけです。私が聞いたかったのは、その考えが今も変わってありませんかとお聞きしたら、議会解散で応じるというふうにはっきりと言ったわけではありませんと、そういう権利がありますということでお答えしましたというふうに今おっしゃられましたですね。それは私は詭弁だと思うんですが、もう一遍そこのところをはっきり答えてください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） ですので、そうなったときに考えないといけないと思っていますけども、地方自治法の中に解散権というのがありますので、そのことも踏まえて、その時点で考えないといけないなと今思っている次第でございます。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 確かに議会の解散権を市長が持っております。と同時に、市長失職という道を選択するという権利も持っていますね。それはどうですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） そうですね。だから、その辺のところを実際にそうなったときにきちっと考えたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） そしたら、不信任決議案が出たときには二つの選択肢で判断をするということで確認してよろしいですか。議会解散という方向と議会解散をしないで市長失職の道を選ぶと、この二つの選択肢で判断するというふうに考えてよろしいですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 実際地方自治法を見ても、不信任案が決議された場合にはその二つの選択肢しかございませんので、その中でそのときに考えたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） ちょっとまた視点が変わりますけど、市長が認めておられます税理士業務の兼業をした、それに対して議会が関係したことがありますか、ありませんか。あるかないか、それだけで。ありますか、ないですか。

議長（三鬼和昭議員） 北村議員、すいません、もう一度質問をお願いします。

12番（北村道生議員） 税理士業務を市長が行ってきた、この容疑を認めておられますね。業務しましたね。その業務に議会が何らかの形で関係したことはありますか。お手伝いしたとかお世話したとか協力したとか、そういうことはありますかと聞いておるんです。いや、関係ないならいいんです。そうお答えください。あなたの認識です。

議長（三鬼和昭議員） 市長、あなたの税理士業務と議会との関係はありますかとお問いです。あなたが行った禁止されている税理士業務、それを10月でと言いましたけど、12月もありましたけど、そのことと議会と何ら関係はありますか、それだけの単純な質問です。

12番（北村道生議員） 簡単です、あるかないかだけで。お手伝いしたりとか、顧客を世話したりとか、そういうようなことはありますかと。ないならいい結構です。

議長（三鬼和昭議員） 答弁してください。

市長。

市長（奥田尚佳君） お客さんを紹介するとか、そういうことは個人情報のこと絡

んでくると思うんですけど、基本的にはないと思いますけどね。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 私もそうだと思います。にもかかわらず、仮に不信任決議案が出されて市長が議会解散で応じるということを選択した場合に、一切市長の犯した刑事事件に関係のない議会が解散という形で市長に対応されると、そのことについて、もし仮にそうだとしたら、理不尽な行為だというふうに思いますか、思いませんか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） ちょっと質問の趣旨がよくわからないんですけど、不信任が決議されたときに、先ほどからお話があるように二つの選択肢があると。それについては出されたときに、10日以内でしたか、期間がありますので、その中で私なりに考えたいというふうに思っていますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） いや、市長、北村議員の質問は、先ほど二つの選択があると言った中で、議会があなたの税理士業務を兼業することに何らかかわりを持っていないのに、そういう意味でしょう。

12番、北村議員。

12番（北村道生議員） あなたは不信任決議案がされたときには二つの選択肢があると、その二つの選択肢をもとにして判断しますとおっしゃられました。それはこれまでの私の認識よりも一歩進んだ、市長としては二つの選択肢は持っているなというふうな判断をいたしました。その判断をするときに、今、あなたの行った税理士業務に一切議会は関係はないと、プライベートな個人情報やというふうに今言われましたけど、あなた個人の行ったことであって議会は一切関係ないということをはっきりいたしました。にもかかわらず、あなたがもし仮に不信任決議案を可決されたときには、二つの選択肢があるにもかかわらず議会解散ということを選択する、もしそういうことがあるのなら、あなたの全く個人的な刑事事件に関係したこの案件で議会を解散するということに転嫁するということは、もしそうなったら理不尽な行為だと思いますか、思いませんかということをお聞きしたんです。思うか思わないかで結構です。私としては決してそういうことがあっても理不尽だと思わないと思うのなら思いませんとお答えいただいたら結構でございます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） ですので、私もまだ不信任というのは経験していませんので、決議されたときにどうするか判断しないといけませんので、その時点でどうするかということは決めないといけませんから、その時点で考えたいと思っています。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） そんなに難しいことじゃないと私は思うんですが、自分の罪を人に着せて、自分の罪を逃れようとするのは、倫理的にあなたは許しますか、許しませんか。一般的にそういうことが起こったときに、あなたとしては感情として許しますか、許しませんか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 許す許さんというか、今、北村議員が言われているのは、解散権の行使というのがどうなのかということなんですよ。だから……。

12番（北村道生議員） 解散ということを選ぶという、あなたはどうか、理不尽じゃないかと聞いておるんです。市長の考えを聞いているんです。選ぶかどうかは聞いていません。

市長（奥田尚佳君） だから、今の時点でそこまで私も考えておりませんので、実際に不信任案が決議された段階で、そのことも含めて、やっぱりこれはどっちにしたって市民の方に説明しないといけませんから、市民の方の理解を得られるような選択になると思うんですけど、きちっと説明させていただこうと思っていますので、その時点で考えさせていただきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 市長、北村議員の質問は、あなたの税理士法違反に議会は何ら関与していないのに、そういったことで、仮の話ではありますが、不信任決議が出たら議会を解散させるということは理不尽ではないかどうかだけを質問されておりますので、どちらかを答えてください。

市長（奥田尚佳君） その辺もまだ私の中で整理できていない部分でございますので、実際そこで、その時点で市民の方に説明すべき問題だと思っておりますので、その時点で判断したいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 今の時点で整理して考えたことがないという、そういう状況では今はないわけでありまして、あなた自身がそういうことを選択するというあなたの人間性が問われているわけです。だから、私は殊さらこれを取り上げて、あなた自身はどう判断しているんだろうということをお聞きしたわけです。これ以上聞いてもあなたは答えていただけるような雰囲気はありませんので先に進み

ますが、これだけは言っておきます。私の感性からいって、自分の罪を人に着せることによって自分の罪を逃れようとする感性は私にはございません。それだけははっきり申し上げて次の質問に移りたいと思うんですけども、別の角度からまたお聞きいたしますが、あなたのこの税理士法違反の事件で、これはまだわかりませんが、恐らく私の感覚では市長選挙なり議会議員選挙なりが行われる、行われざるを得ないだろうというふうに考えますが、選挙にはお金がかかりますね。このことによって不必要な税金がまた使われるということになるわけですが、議会選挙に仮に例をとりますと、どれぐらいの費用がかかりますか。

議長（三鬼和昭議員） 総務課長。

総務課長（川口明則君） 議会選挙ですと、候補者の人数等もありますけれども、おおよそ二千二、三百程度は要と思います。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 市長選挙になったらどれぐらいかかりますか。

議長（三鬼和昭議員） 総務課長。

総務課長（川口明則君） これも候補者数によりますけれども、今、大体一千五、六百万円を見ておりますけれども、実際には2名程度になりますと1,000万円少しでいけると思っております。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 私も決算書で調べてみました。前回の議会選挙で約2,400万円、それから前回の市長選挙で約990万円。どちらの選挙になるかは別にして、あるいは両方になるかもわかりませんが、あなたのこの法令違反に何の関係もない議会解散を選択することになりますと、2,400万円程度の予算、支出が必要になって、市長選挙ですと約1,000万円ですね。あなたは市長選に立候補するときの公約として、むだな支出を抑えて財政再建というのが最大の公約でありました。そのこととかかわって退職金も辞退をする、黒塗りの市長車も廃車する、そういうこととかかわって、この財政再建を公約に市長に当選されたわけでありまして。今、議会不信任決議案が可決したときには二つの選択肢があると。議会解散で応じるか市長の失職を選ぶのか。このあなたの財政再建の選挙公約からいくと、どちらを選ぶのが公約実現の道だと考えておられますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） どちらにしても選挙というのはやっぱりお金がかかります。私

も昨年3月の市長選のときに、議員辞職が告示の10日以前だったら、20日とか1カ月前だったら補欠選挙が行われるということでございました。ですから、10日を切った時点でやめさせていただきまして補欠選挙はしなかったんですけども、あのときもいろんな意見がございまして、いろんな候補者の方の名前も挙がっていましたが、財政再建ということで市議会の方の補欠選挙は実施されずに市長選だけということになったわけですけど、あのときもいろんな方の意見では、補欠選挙をやった方が投票率も上がって、あなたには有利じゃないかという意見もあったんですけども、それよりも財政の方を優先だということで、ああいうのでやらせてもらったんですけど、そういう意味では、それがよかったのか悪かったのか、今思うとわかりませんが、基本的には財政的には助かったのかなという思いはありますけど、どちらがよかったのかわからない部分はございます。ただ、どちらにしても選挙というのはお金がかかるということでございますので、そういう意味では、財政再建を掲げている尾鷲市ということを考えたら、選挙があると市民の皆様にご迷惑をかけるのかなという部分もございまして、ただ、一部では選挙は公共事業と一緒にじゃないかという意見もあるようですが、それはちょっと詭弁だと私も思いますので、それはどうかなと思いますけど、そういう意味では、何度も申し上げますけども、きちっとその辺のところを考えた上で判断しないといけないとは考えておりますけど。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） よくわかりません。あなたはこの前の選挙のときに、市議会の補欠選挙は避けるということで財政再建の方向に合致した選択をしたと、それがよかったか悪かったかわからんけどもというただし書きはついていましたけど、そのときには議会選挙を避けるという方向での選択は妥当ではなかったのかという判断をされておりましたね、今。今回はどうですか。それを聞いたかったです。ざっと市長選挙で990万円、議会選挙で2,400万円、そういう状況の中で、選択肢としては三つあるんですね。市長選挙だけ、議会選挙だけ、議会選挙に恐らくなるときには付随して市長選挙もくっついてくるでしょう。だから、そういう点からいくと、あなた自身が不信任決議案を出されたときの選択肢として、財政再建というあなたの公約の方向でいうのなら、どちらの方を選択すべきかというあなたの考えをお聞きしたので、それにお答えはございませんでした。もう一度お答えください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 何度も申し上げますけど、今、司直の手にゆだねられている状況でございますので、その結果ということも踏まえて、実際にその不信任案の決議がなされたときに私なりにきちっと総合的に考えて結論を出したいというふうに思っております。

（「議長、質問にきちっと答えるように言ってよ」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） じゃ、財政再建の公約の方向で選択をするということについての答弁はできませんか。そのときになって判断しますということでは、あなたの考えはさっぱりわからんわけです。だから、そんなに難しいことはないでしょう。あなたが公約に財政再建を掲げているわけですから、その方向と合致する選択をさせていただきますと、こういうふうに答弁していただいたらいいんですが、できませんか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 当然その財政再建ということも視野に入れて、選挙はお金がかかりますからね。ですので、先ほど申し上げたように、総合的に考えて最終的には結論を出したいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） なかなか質問に合う答弁をしていただけませんのでいららするわけですが、これ以上追及しても堂々めぐりだというふうに思います。ただ最後に、あなたは先ほども市民にきちっとこの経過やあれを説明しなきゃならんというふうに考えているとおっしゃいましたし、これまでの全協でもそういう答弁をされております。それから随分時間もたっておるわけですが、市民に説明する場所の設定をするという計画が立てられているというような気配も見えないんですが、それを持っておられますか、計画は。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 当然議員の皆様は各地区で懇談会とかをやられているみたいですが、私は私で司直の判断というのを今待っているという状況でございますので、もう出るというふうに間接的に聞いておるものですから、出次第、きちっとした形で市民の方に説明させていただこうと、その考えは以前と変わっておりません。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 司直の判断が出ないと市民に対する説明会は開けないと、

こういう考えですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） もう間もなく司直の判断が出るというふうに聞いているものですから、それが出てからやろうというふうに思っております。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 議会の閉会が25日に予定されておりますね。それまでにやるというつもりがありますか、ありませんか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 司直の判断がいつ出るのかちょっとわかりません。間もなく出るという話を間接的に聞いておるものですから、出た段階で、それは当然市民の皆様にも一度説明しようと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 12番、北村議員。

12番（北村道生議員） 市民の多くの方は、しっかりと市長の説明を聞きたいと、この気持ちは非常に強いものがあると私は感じています。にもかかわらず、市長にその説明する場所を設定する、そういう様子も見えないと、そういうことのいら立ちも市民の中には大きく出てきております。

質問を終わりますが、ぜひ選挙公約の問題も含めて、この事件の、言いわけではなくて、尾鷲市の名誉を回復するために、そして市民の尾鷲市の将来への不安を取り除くためにも、しっかりと説明責任を果たしてほしいというふうに思うわけでありまして。先ほどからの答弁を皆さん聞いておられて、これ以上何を言っても同じようですから、最後に、あなたに2万2,000人の代表であるという尾鷲市長としての自覚が十分おありになるのなら、まだ遅くはないと思っております。時間もありません。あなたの周りの支援者の方々にも丁寧に説得をして、あなたにとっての最良の選択ではなくて、尾鷲市にとっての最良の道を選択される、そのことを切に願って私の質問を終わります。

議長（三鬼和昭議員） ここで10分間休憩いたします。

〔休憩 午前11時00分〕

〔再開 午前11時10分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、三鬼孝之議員。

〔3番（三鬼孝之議員）登壇〕

3番（三鬼孝之議員） 通告により一般質問を行います。

奥田市長は、市長就任後も兼業が禁止されている税理士業務を続けていたことから、税理士法違反で三重県警から津地検に書類送検されました。市長は、今回のことを私ごとなどと繰り返し発言をし、あたかも個人的な交通違反程度のような話にすりかえようとする魂胆がありありとうかがわれます。市長の税理士法違反は、法律を無視した悪質な行為であることは明らかであり、市長にある者の違法行為として摘発されたわけですから、私ごとなどと発言すること自体が反省のかけらもない証拠であります。口先だけの深く反省しているとの言葉が空虚で白々しく感じるのは私だけではないはずです。そのような積み重ねが職員大多数の不信感を買ひ、多くの市民からは不信感だけにとどまらず、市長としての資質や人間性に疑問を抱く声が日増しに高まっております。この定例議会を開くことさえ必要ないとの、そういう極論の意見も多く出ているところであり、平気で法律を犯した罪は市長として許せない重大な行為であります。できれば即刻辞職することが望まれ、改めて聞きますけれども、検察の結果に関係なく辞職する考えはないのかどうか、まずお答えを願いたい。

ところで、名古屋国税局の告発事実によると、奥田市長は昨年4月の17日付で市長に就任したことで、税理士法43条の業務の停止及び同法28条の税理士証票返還の規定により、市長職にある間は税理士業務を停止し、税理士証票を日本税理士連合会に返還しなければならないことになっております。ところが、奥田市長は再三の業務停止及び税理士証票の返還指導にもかかわらず、税理士証票を返還しないまま、昨年の5月30日から10月29日までの間、16回にわたり法人税確定申告、消費税等確定申告及び法人税予定申告書の税理士署名欄に自己の署名押印をし、尾鷲税務署に16社の法人税確定申告、法人税等確定申告及び法人税予定申告を提出し、よって税理士業務を行ったものとしております。

奥田市長は、この告発事実にとどまらず、昨年12月には梶賀大敷など法人関係の年末調整も請け負ひ、禁止されている税理士業務を続けていたことも明らかになっております。年末調整は税理士固有の業務であり、2月23日の全員協議会におきまして、議長が「日本税理士会連合会に問い合わせた結果、税理士法の第2条に規定された税理士業務」と明確に税理士法違反であることの報告を行っております。奥田市長は、「公認会計士と行政書士の業務は生きている。年末調整は労務の市長代行」などとはぐらかした答弁であります。年末調整の税理士法違反も大手新聞にも大々的に報道されました。それでも市長は認めようとしておりません。この場で明確に答えてもらいたい。それに年末調整は何社だったのか

もお答えをしていただくことをお願いして、1回目の壇上からの質問にかえさせていただきます。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） 三鬼孝之議員の質問にお答えしたいと思います。

私の税理士法違反に関連した言動ということでございます。また改めて皆様方に今回の件でいろいろとご迷惑をおかけしたことを深くおわびしたいと思います。本当に申しわけありませんでした。

それで、三鬼孝之議員の質問の中で、検察の結果云々という発言がございましたけども、もう間もなく出るんじゃないかということの間接的に聞いておりますので、そういう中で、処分が出た段階で、私なりの身の振り方というか責任のとり方というのを明確にしたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。それで、今回の件につきましては、本当に私の不徳のいたすところでございます、深く反省している次第でございます。

それで、一連の言動というお話がございましたけども、私は常々思うのは、語彙力があんまりないんだと思うんですけど、表現不足の点が多々あるなというふうに考えておまして、そういう意味で、新聞なんかを見るとちょっと言葉足らずだなと思うところとか、ああ、そういうふうにとられるのかと、本当は違うんだけどなということが多々ございます。そういう意味で、私の言動でいろいろとご迷惑をおかけした点につきましても重ねて深く反省しておりますので、この場をおかりしておわび申し上げたいと思います。どうも申しわけありません。

ただ、1月以降につきましては、法曹関係者、それからパートナーとなる税理士とか、それから会計士もそうですけれども、いろんな方との連携をしながらやっておりますので、調整云々という話がございましたけども、これは私の名誉にかかわることでございますので、きちっと法的に問題ないように処理しておりますし、その辺のところはまた改めて説明したいと思いますけど、とにかく個人情報のところもでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長、年末調整の見解。

（「年末調整は税理士法違反との認識はどうですか」と呼ぶ者あり）

市長（奥田尚佳君） これは全然そういうことはございませんので。これは私の名誉にかけて、そういうことは一切ございません。きちっとパートナーとなる税理士と連携してやっておりますし、会計士、それから法曹関係者の方々と相談しながら

らやっておりますので、一切この辺のところは法的に問題ございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（三鬼和昭議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） 先ほど市長の答弁の中で、市長の発言がいろいろ誤解を招いてというようなお話がありましたけれども、市長、あんなね、この事件が発覚してからいろいろと記者会見なり全協で物を言っていますけれども、物事を深く考えずにいろいろ物議をかましている。ああ言えばこう言うというのは、上祐というような話もありましたけれども、そういうのを言葉の自転車操業というようなことを言っていますよ、言葉の自転車操業。物事を深く理解しないでそういう発言をする。

それで、これから順を追っていろいろお聞きをいたしますけれども、まず、市長が管理者を兼ねる三重紀北消防組合について、現在の佐々木消防長は今月で退任して、後任の消防長はこれまでの県警からの派遣を取りやめて内部から起用するとの話を私は紀北町関係者から聞きました。この件については、副管理者である奥山町長の了解を得ての内部起用だと思ひますけれども、従来からの警察の県警からの派遣を取りやめて内部起用をされる、その理由をまず説明していただけますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 本当に重ねておわびを申し上げますけれども、物議をかましていくという三鬼孝之議員の、それから言葉の自転車操業という言葉がございましたけれども、本当にいろいろ、今回のこともそうですけど、それに伴う発言につきましても私の不徳のいたすところというところが多々ございますので、その辺のところも深くおわびしたいというふうに思ひます。

消防長の件につきましては、三鬼孝之議員がおっしゃるとおりでございます、現在の佐々木消防長はこの3月で丸3年になると。私が聞いた話だと2年契約だったのが1年延びたという話も聞いておりまして、3月までということでございます。

（「内部起用をする理由を示してください」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） これまで県警から派遣していただいていたのが、今回、内部からの昇格という話が伝わっておりますけど、その理由について答弁を願っています。

（「答弁がなかったらそれで結構です」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 消防とか、それからいろんな方の意見を聞いている中で、ここ何年か、伊藤市長時代ずっと県警から来ていただいたというようなことですが、佐々木消防長の前が水谷さんだったと思いますけど、その方も3年だったということで、今回も佐々木さんも丸3年でございますので、ちょうどいいんじゃないかなというあれでございます。

議長（三鬼和昭議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） 内部からの起用を行うということに間違いはないんですかというのを聞くんですよ。県警からの派遣を断って内部起用をするのかということ聞いておるんです。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 今の段階では長い間警察の方々が来ていただいていたんですけども、この4月からにつきましては、とりあえず内部昇格という形で今進めている状況でございます。今後どうするかということにつきましては、今後また議論しないといけないと思っています。

議長（三鬼和昭議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） その内部起用については、副管理者である紀北町の奥山町長の了解を得ておりますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） そうですね、12月だったと思いますけど、了解をきちっとした上で話を進めさせていただいているという状況でございます。

議長（三鬼和昭議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） これまでの消防長の人事は、先ほど市長も言うておりましたように、平成13年から15年までは倉地さんという方が来られて、15年から18年まで水谷さん、それで今現在の佐々木さんが18年の4月からですね。こういう警察からの派遣ということは、近い将来発生が予測される東南海地震、また台風等による風水害等の災害において、警察と密に連絡をとらないかというようなことで、これまで伊藤市長は県警からの派遣を受けてきたということだそうでございますけれども、話に聞きますと、奥田市長は経費節減のために内部起用をするんだというような話が聞こえてきております。

それはそれとして、3番目の質問に移りたいと思いますけれども、この税理士法違反とともに関連して、市長は消防長の内部起用で奇妙な言動が見受けられま

す。時系列で質問をしていきたいと思いますので明確に答えをいただきたいと思っています。答弁がなければ否定しないと受けとめて、私としては質問を認めたことと判断いたしますので、市長、そのようにご理解をいただきたいと思います。

それで、市長、名古屋国税局が税理士法違反で市長を三重県警に告発したのが昨年の12月の19日でした。市長はこの時点で告発されることは知るすべもなかったと思います。その3日後の12月の12日だと思いますけれども、市長は佐々木消防長を伴って県警の警務部を訪問し、新年度の来年4月から消防長を内部から起用するので県警の派遣は要りませんとの趣旨で派遣を断ったことは、先ほどの答弁で間違いありませんね。再確認いたします。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） いや、それはちょっと間違いだと思っんですけども、消防長と一緒に県警へ出向いたということですか。そんなことは一切ございません。一切そういうことはしておりません。何の情報ですか。それは間違いだと思っます。

議長（三鬼和昭議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） これは正しいか正しくないか後でわかると思っますけれども、私の情報ではそういう情報があります。

それで、今年に入り1月10日から12日の間だと思っますけれども、市長は県警捜査2課から税理士法違反で取り調べを受けております。このときに初めて税理士法違反で捜査の手が及んでいることを知ったわけですね。それで、この取り調べはいつあったんですか。できればお答え願ったいと思っますけれども。いつ捜査の取り調べがあったんですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） その辺も司直の手にゆだねられているということございまして、法曹関係者の方からは言葉を慎重にと言われておりますので、ぜひその辺のことをご理解いただきたいと思っます。

議長（三鬼和昭議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） 司直の手が入ってどうのこうのと言われると、議会の権限がどこまで司直の手を超えられるのか判断に私も苦しみますけれども、先ほどの答弁で、佐々木消防長と県警に2人で行ったということは否定されますね。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 佐々木消防長と一緒に県警に出向いたということは一切ございません。

議長（三鬼和昭議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） それで、佐々木消防長の12月の22日の行動を見たら、情報公開で調べたらわかることだと思いますけれども、それは後でまたあれます。

それで、その次期消防長に内部起用する予定の方に昨年11月までに内定をしていたと思います。それで、県警から取り調べを受けた後の1月15日ごろまでに、市長は総務課長を通じて消防長に内定の消防職員に県警から圧力がかかったので消防長の話はなかったことにしてくれという起用の取り消しを伝えたという情報がありますけれども、このことについてどうですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） そういうことはちょっとお答えしかねますね。その辺はコメントを差し控えたいと思いますけども。

議長（三鬼和昭議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） 総務課長、この辺はどうですか。

議長（三鬼和昭議員） 総務課長。

総務課長（川口明則君） 日にちは忘れましたが、次期消防長になられるの方に内定の取り消しをお願いしに行ったのは事実であります。圧力とかそういうのは言っておりません。

議長（三鬼和昭議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） 県警からの圧力がかかったというのは、これから消防長になられる予定者の周辺から聞こえてきとる話ですよ。市長、どうですか。再度。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） いや、そういうことはございません。

議長（三鬼和昭議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） 私はそうでないと思います。それで、その後、市長は総務課長に、1月20日ですか、課長とほか1名の職員を県警に出向かせ、一たん断っていた消防長を再び県警から派遣を受け入れる意向を伝えたというような情報があります。その中で県警は当然拒否したんでしょうけれども、その事実はあるんですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 正直申し上げますと、私はいろんな方の意見を聞いて内部昇格の方がいいのかなと判断させていただいたんですけど、ただ、12月の終わりごろだと思うんですけども、私が聞いた話では、紀伊長島の方の消防署長が突然辞

表を出したという話を聞きまして、やっぱり署長が辞表を出すというのは、署長は海山と尾鷲と3人いますけど、その1人が辞表を出すというのは、これは大きな問題だなと思って、私は正月中ずっと考えていたんですね。そういう意味で、今の消防の中がどうなっているのか、私も管理者という立場ですけども、実際深く消防の中身を逐一詳しくわかっているというわけでもないの、そういう状況を客観的に考えますと、今の消防内部は何かごたごたしているのかなというふうな気がしまして、一たん内部昇格を決めたことは決めたんですけど、消防OBの方とかに話を聞いてみますと、やっぱり警察の方が来ていただいた方が規律もきちっとするというような話も聞いたことがあるんですね。ですから、その辺のちょっと私の迷いがあったのは事実でございますけど、そういう意味で、やっぱり内部昇格よりは警察の方に来ていただいてびしっとやってもらうということの方がいいのかなというのはございますけども、だから、私の中で、正月中もずっとこの件につきましては私もどうしたらいいのかなという悩みがあったのは事実でございます、そういう迷いがあったということをご理解いただきたいというふうに思います。

議長（三鬼和昭議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） そうすると紀伊長島の消防署長はやめられるんですか。そういうごたごたがあって、それを契機に、重要な危機管理に対応する組織ですから、消防長が号令をかけたら、それに従わねばならないというようなことで、一系乱れず市民の生命・財産・身体の安全を確保するための機関ですから、今、市長が言われることはよくわかるけれども、長島の消防署長は辞任するんじゃないでしょう。いるんでしょう、まだ。そういうことを考えると、市長、あなたは言葉をすりかえていないのかな。まあまあそれはそれで、そう言われるんですからそれでいいでしょうけれども。

それで、今言いましたように、1月の20日に課長が、課長補佐か、もう一人職員2人で県警に行って再び派遣要請をしたということでございまして、市長、あなたは翌日の21日、県外出張をしておりますね。東京かどこかわかんけども、その途中、行きか帰りかわかりませんが、あなたは県警に立ち寄って、あなたみずから再度消防長を県警から受ける意向を伝えておりますね。これに間違いありませんか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） その前の日だったかな、総務課長の方が県警の方に行っており

まして、その報告を聞いておりました、もう時期的な問題があって無理だという話がありました。そういうことでしたので、4月以降はそういう意味で、内部昇格でやらせていただくという話をさせていただきまして、22年度以降、その分につきましては、また改めてご相談させていただくという話はさせていただきました。

議長（三鬼和昭議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） 市長は財政再建や経費節減やと言いながら、それだったら前日の日に総務課長ほか職員2名を出向かせずに、職員を派遣せずに自分自身でなぜ行かなかったんですか。職員に命じたら、これは出張旅費がつくんでしょ。そういうことから考えると、ちょっと腑に落ちん点がありますんですわ、私がいろいろと観察する中で。

それで、質問を続けますけれども、皮肉にも翌22日、朝日新聞だったかな、中日新聞ですか、一部の朝刊に市長の税理士法違反が報道され、この日に県警が津地検に書類を送検しております。市長は、この日の朝、皆さんご承知かと思えますけれども、東京出張から急遽尾鷲に戻り、午後から記者会見で税理士法違反の事実を認めております。この違反事実はどうにもならないとあきらめたのか、一たん断っていた消防長の内部起用の本人に再び起用を持ちかけて現在に至っております。それに間違いはないんでしょうな。どうですか、市長。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） そうですね、三鬼孝之議員が言われるように、経費節減ということは当然考えました。そういう意味で、4月以降は内部昇格という形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

議長（三鬼和昭議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） 今、経費節減と言うたのは、市長が21日に行くまでに、20日の日に総務課長が職員1名、計2名を県警にやったということは、余分に経費がかかるでしょう。職員を派遣するより市長みずから行った方が警察関係者もそういう重みがあると思いますよ。そういうことをせずに、まずは露払いをさせて自分が行ったということについて、どうも腑に落ちんところがあります。まあ、それはそれでよろしいでしょう。

それで、警察の圧力と私は聞いておるんですけれども、これは答えんでしょから、これはこれでよろしいです。

それで、内部起用を、今、市長の答弁の中で経費節減と言いましたけれども、

今回、内部起用で消防長になろうとする人は一たん定年退職するんでしょう。それで改めて再任用ですということですから経費の節減にはなりませんわね。その点どうお考えですか。

議長（三鬼和昭議員） 答弁を。市長。

市長（奥田尚佳君） そうですね、三鬼孝之議員が言われるとおりですね。一たんやめて任用すると。

議長（三鬼和昭議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） それだったら経費の節減にならんというんですよ。あなたの認識はどうですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 私が聞いている話では、報酬額も違うというのと、今、よそから来ていただいておりますので、家も用意して来ていただいているという状況です。内部昇格ですとそういうのもなくなるということでございます。

議長（三鬼和昭議員） 3番、三鬼孝之議員。

3番（三鬼孝之議員） 人的経費は変わらないけれども附帯する経費が削減になるからという意味ですね。そういうことですね。

それで、最後の質問になるんですけども、今回の私の質問は、次期消防長に選任される方を否定するわけじゃないんです。これは当然そういう人材だと思えますので、私はそれでこの場で認めますけれども、そのことを伝えて最後の質問を行いますけれども、私はあくまでも県警が圧力があったという認識で質問をいたしますけれども、そういう意味で、私には消防長の派遣を断ったために県警が圧力をかける、そういうことは考えられん話なんです。これは私だけの思いかわかんけども、税理士法違反に手心を加えるというような、そういう市長の下心があったんじゃないかなということが、私個人そういう思いで今おります。市長は税理士法違反を平気でやりながら、そういう県警の圧力というのを考えたり、ましてや県警の派遣をもとに戻せば捜査に手心を加えてくれるという思いが市長にあったんじゃないかというようなことの中で、平常な思考力を求めること自体が間違っているのかなという思いがいたします。先ほど北村議員もいろいろ政治倫理の問題で、あなたに辞任される一番いい方法を授けておりましたけれども、あなたはあくまでも司直の手を待って判断するということでございます。私もこの際、潔く司直の手を待たずに、判断を待たずに市長を辞するのが最善の策だと思いますけれども、この問題に答弁を求めても答えてくるのは司直の判断が出てか

らということで、恐らくそういう答弁だろうと思いますので、答弁は求めないことにいたします。

それで、市長、最後ですけれども、あなたは公認会計士であり税理士でありますから、国税局というところはどういうところか一番知っていると思いますね。国の骨幹である租税の賦課徴収事務をつかさどる官公庁なんですよ。この国税局が税理士法違反で税理士を告発するというのはまれなんですよ、日本では。あなたはご存じないかもわからんけれども。そういう状況から判断して、司直の判断というのは大変厳しいものがあると思いますよ。あなたが今思っているような軽いもんじゃないと思います。私はそのように思います。その辺のところ、市長、あなたは罰金刑だったら市長職を担う、そういう心があるんでしょう。再度聞きますけど、罰金刑だったら市長にとどまる、そういう心を持っておるのか、それを尋ねて一般質問を終わります。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） とにかく今、その司直の判断がどうなるのかというのを見守っている状況でございまして、その段階で私も、起訴ということでございますけども、その辺がどうなるのかちょっとわからない状況でございます。その段階で自分の身の振り方をきちっとこれは考えたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） ここで休憩をいたします。再開は午後 1 時からです。

〔休憩 午前 11 時 46 分〕

〔再開 午後 1 時 00 分〕

議長（三鬼和昭議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4 番、田中勲議員。

〔4 番（田中勲議員）登壇〕

4 番（田中勲議員） それでは、一般質問を行います。

午前中の皆様のことに対して、市長の答弁は全くぬかにくぎ、あるいはのれんに腕押しという答弁で甚だ残念であり、市民の方はもうがっかりするどころか怒りを覚えているんじゃないかと、そのように私は午前中の答弁を聞いて思いました。

さて、今日の市政の混乱は、一にして、市長、あなたの虚言や妄言、おごりから来ており、あなたのその資質において市長として不適であることを肝に銘ずるべきであります。今や悪名高きその名は全国津々浦々に響きわたり、良識ある尾

鷲市民の非常に厳しい目があなたに注がれておりますことは周知の事実であります。あなたはどう認識されておりますか。

事もあろうに、あなたは税理士法に違反する兼業を国税局並びに東海税理士会及び東海税理士会熊野支部より再三にわたり指摘されていたにもかかわらず、あろうことか、逆に熊野支部長宅に電話でどなり込み、その上、御浜町の支部長宅周辺に妨害のチラシまでまくという、この行為を平気でやってのけたのであります。その行為は、人間として全くあきれ果てた卑劣きわまりない行為であり、やくざまがいの狂った所業としか言いようがありません。この事実をあなたはどう思っておられるのでしょうか。

それでも私は市長ですと、その場に座っておられるあなたの神経が私には全く理解できません。あなたは司法の判断が出れば市民に説明したいと言っておりますが、何を説明するというのでしょうか。あなたは既に市民から見放されているのであり、今さら何を言い、何をもちてどんな償いをするとしてもいうのでしょうか。私は、あなたがその場所から速やかに退場されることこそが唯一市民への償いだと思うのですが、違うのでしょうか。あなたは今こそ勇気を持って人生の1ページをめくること、そうすることがあなた自身の救いであり、人としての道ではありませんまいか。

もう少し言わせていただければ、その1、あなたは税理士の仕事は10月いっぱいまでやめていると言いながら、実は12月までやっておられましたね。お答えください。

その2、三木里八十川問題の三者協議会を欠席の折、自分と職員の意見が違ったからと、出席するなと言い、その上、その職員におまえを降格させると言いましたね。答えてください。

その3、あなたの肝いりのある懇談会に三木里地区会長が出席しないからと腹を立て、会長に電話で三木里地区には協力しないとおどしをかけましたね。明確にお答えください。

要するに、あなたは自分の意のままにならない者、自分に従わない者には報復するという、この常套手段はあなた自身の気の小さな心根、自信のなさから来ており、あなたのその性格、社会性の視野の狭さは今に始まったことではなく、今後変わることはないであります。あなたがそのいすにおられる限り、尾鷲市は一向によくなるどころか、今後ますます市政の混乱を招くことは必定であります。

老婆心ながら一言つけ加えさせていただければ、あなたはまだまだ若い。人生の途上はまだまだこれからであります。割の合わない市長職など今すぐ投げ打って新境地に向かって邁進すべきであります。あなたはそう思いませんか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） 田中議員の質問にお答えしたいと思います。

何度も申し上げますけども、今回の件につきましては、本当に私の不徳のいたすところございまして深くおわびしたいと思います。申しわけありませんでした。ただ、今の田中議員の発言の中で、私の名誉にかかわるところもございましたので、その辺のところはちょっとどうかなと思う部分はありましたけども、とにかく今回のことにつきましては申しわけなく思っております。

それで、三木里インター線の搬入土砂問題の件でございますけども、私は全員協議会でも申し上げたと思います。2月10日の日でしたね。急に三者協議会が決まったという状況の中で、今回は報告だけであると。ただ、それは非常に重要なことでして、鉛が2度目出たという報告が10日の日の朝にございましたので、そういう中で報告だけで意見が言えないと、県からそういう話だということでございましたので、それなら、もう報告を聞いているんだったら行く必要はないじゃないかと、意見が言えない三者協議会など意味がないということを私は申し上げた次第でございまして、そういう意味で、私は何とかこの三木里搬入土砂問題を早く解決したいというふうに思っているわけなんですけれども、それだったらやっぱりきちっとした議論というのをすべきじゃないかなというふうに思います。確認書の第5条につきましてもまだまだ議論が進んでいないと、三者協議会を設置されてもう1年立ちますので、そういう中で申し上げた次第でございまして、その辺のところをご理解いただきたいというふうに思います。

議長（三鬼和昭議員） 市長、冒頭で質問があった部分を答えていないですけど。何点かあったように思いますが。

市長（奥田尚佳君） 年末調整とかその辺につきましては、先ほど三鬼孝之議員の質問の中でお答えしたとおりでございます。私は法曹関係者の方々、それから自分のパートナーとなる会計士、税理士、行政書士、多々いますけども、その辺と連携しながらやっております。そういう中で法的には何の問題なく処理しておりますので、その辺につきましても、私もこれは非常に名誉にかかわることでございますので、はっきり申し上げておきます。

以上でございます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 今言われたことは、たしか10月いっぱいまで税理士の仕事をやっていたけども12月まではやっていないと、そういう解釈をあなたは今されたわけですね。それを法曹界何とかからも助言をいただいて云々ということはそのことですか。今、私が言ったでしょう。12月まであなたは税理士の仕事をやっていたねと言いました。違反していないとの今の答えは、それについてのお答えですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） ですから、その辺のところは私もそういうことを大きく取り上げられるのは非常に不愉快でございます。確かに今回の税理士法違反ということにつきましては、私は深く反省しております。ただ、12月云々という話は一切問題ないような処理をしておりますので、そこを言われることはどうかなというふうに思う次第でございます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） それでは、12月までの年末調整をやった、あるいは自分はサービスでやった、お金はもらっていない、だから問題ない。これは税理士法で処理されるべきものですか。それとも会計士さんとして、会計士の資格として、これは処理してもよいという解釈でよろしいんですか、あなたの見解だと。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 確かに、私は先ほども申し上げたように、どうしても理系な人間なものですから、語彙力がないというか言葉足らずのところが多々ありまして、逆に自分で言ったことが言葉が伝わらないということが多々ございます。その辺につきまして深くおわびしたいと思っておりますけども、そういう意味で、一切問題がないような処理をしておりますので、そこに問題があるんだったら問題なんですよけども、私も法曹関係者の方々、それからパートナーとなる税理士とか、いろいろ相談しながらやっている状況でございますので、一切問題はないというふうに認識しておりますので、その辺のところはご理解いただきたいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 全協で議長にあなたはその点は非常に指摘されておりましたね。私は、そのときの全協の議長の見解が正しいと思います。あなたはそう言われますけども。12月の年末調整は、あくまでもこれは税理士法に従ってやるべきこ

とやと議長に指摘されましたね。私はその方が正しいんだと思います。それはそれでよろしいでしょう、あなたがそういうふう言うなら。

それから、おまえは降格させると言った、これも本当ですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 全員協議会するときでも私は申し上げておりますけども、私は課長職の皆さんを全面的に信頼しております。皆さんよくやっけていただいていると。水道部長につきましても、わざわざ私は7月の人事のときに課長に昇格という形で、もう任せたよという形でみずからが課長に押し上げたというか、推薦、委託というか任せたわけなんですけども、そういう中で、こういう100年に一度の未曾有の経済危機と言われている中で、市役所に対する風当たり、それから、私もそうですけども、議会に対してもそうだと思いますけど、いろんな風当たりがある中で、やはり市民の方々にきちとした説明できる仕事をしないといけないというふうに思います。そういう中で、県はそれは言うでしょう、県がああいうことを起こしてしまったんだから、ここは意見を言わないでくれというのはね。ただ、やっぱり鉛がもう2回目ですからね。2回目が出た段階で、報告だからということで意見しないでくれと言われて、はい、そうですかと言うのでは、ちょっとそれでは課長職としてなかなか市民の方にも説明がつかないし、仕事をしていると言うわけにもいかないと思います。ふだんはよくやっけていただいておりますけども。ただ、そういう意味で、私は本当に期待して4月に課長にした課長です。そういう意味で、叱咤激励の意味で申し上げた次第でございます。私は語彙力がないもんですからあれなんですけど、その言葉の行間というか、その辺のところを僕は理解してほしいなというふうに思うんですけど、相手にはそれは伝わらないところが多々ございますので、その辺のところは私も深く反省しないといけないなと。だから、今回のことでもいろんな発言のことで議会の皆さんからおしかりを受けましたけども、そのことも含めて、言葉って難しいなと思う反面、やっぱりもっと言葉というものはきちと慎重に使わないといけないなというふうに思う次第でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 語彙力とかそういうことは関係ないんですよ。真実を言ってもらえばそれでいいんですよ。物事は。それで、答えられないでしょうからあれですけども、三者協議会というのは三者が寄りよって報告ですよ何ですよですよ。

寄りよって会議をする、それで物を言う言わんはその人の判断次第じゃないですか。何で出席しないんですか。決まったことなんでしょうが。どうですか。決まっておることを何でしないで、それで……。

議長（三鬼和昭議員） 三者協議会へ尾鷲市が出席しなかった理由を明確に言ってください。

市長。

市長（奥田尚佳君） 先ほど申し上げたとおりでございまして、2月9日前日の日に県からそういう話があったということでございまして、形式的に会議をやって、その中で報告させていただくということでございましたので、そういうセレモニー的な前へ進まないような会議だったら僕は意味がないと、もっと中身のあるものをしてもらわないと困るということで申し上げた次第でございまして、私は何とかこの問題を早く解決したいと、そういう意味では、もっときちっとした議論をどんどんしていけないといけないという思いは強く持っていますので、そういう意味で課長に申し上げたということでございます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） これも全くすりかえですね。部長さんは、区長や三木里の地区会長、副会長にも会って、事前に話を聞いてきた上で、あなたに、それはいけませんよ、それはできませんというふうなことをするのは当たり前じゃないですか。それに対して、やれ行くなとか。それだったら、あなたが行かなくても部長さんに、部下に行かせたらいいんじゃないですか。それで事は済むんですよ。何もとりたてて、やれセレモニーじゃの何じゃのって、報告だけやから何も言えやん立場やからって、そんなことで三者協議会を自分からないがしろにしとるということがわからないでしょうかね。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 私は以前にも申し上げたことがございますけども、平成16年の6月の広報なんですけど、この中に当時の三木里の婦人会長、今の副会長の奥さんですか、オオイトモコさんと名前が出ていますけども、里の川ということで、その中で八十川とかそういうところは非常にきれいだと。ただ、その中で熊野尾鷲道路の工事が始まるということをちょっと懸念されていて、景観も大きく変わりますというようなことを言っているんですけども、夏になると海水浴に来た人たちも八十川で遊んで帰ると、まちの人たちは自然をととても大切にしていると、尾鷲の川を、海を、山を、そしてまちを美しいまま次の世代に渡していきたいと。

そんな思いを込めて30年前から石けん使用や廃油石けんづくりを進めてきた婦人たちと、またホタルの里づくりやアユの放流など、ふるさとを守るさまざまな取り組みをしてきた人たちと、次世代に美しいまちを渡せるよう私もまちの人たちと活動していきますと、切々と三木里の自然というものを次世代に伝えていきたいという思いがうたわれておるわけなんですね。そういう中で今回の問題というのは、県の責任でございますけど、ご存じのとおり、いろんなタイヤやら金属片やらたくさん出てきた。試掘も2回したけども、2回ともタイヤ、それから金属、そしてヘドロ、木、いろんなものが出てきた。今回も検査した中で、これは2回目ですよ、何度も申し上げますけど、鉛が出てきたという状況でございます。そういう中で、私は早くこれを解決したいという思いは変わりません。三木里地区は私も生まれた故郷でございますし、名柄ですけど同じ三木里地区でございます。3歳半まで育ったまちでございます。幼稚園も1年通いました。やっぱり自分のふるさとという思いが強いです。ですから、何とか私はこの問題を早く解決したい。だから、私は1年前の市長選のときにも、わざわざ16項を施策で出しましたけども、旧尾鷲町内の人は何でやと、何で三木里の問題をこんなに言わなあかんのやと言う方はたくさんいらっしゃいました。でも、私はあえてこの三木里八十川土砂問題は入れさせてもらって、三木里地区の皆様がいつまでもいがみ合うことなく仲よくできるような解決策を早急に打ち出したいということを述べさせていただきました。ですので、田中議員も同じ三木里でございます。ですので、この問題を、ああ言ったじゃないか、こう言ったじゃないかじゃなくて、私もこれは前向きに進めたい、その一心でやっていることでございます。ぜひその辺のことを踏まえて、地元の議員ということで力を貸していただきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） そんなに言われなくても、三木里の住民が一番あの川をきれいにしたい、この思いはだれよりも強い、そんなことはわかり切ったことなんですよ、あなたに言われなくても。だから苦しんどるんじゃないですか。だから三者協議会をわざわざ立ち上げて、本来ならば、伊藤市長のときは県・地元やった。それをあなたになってから、あなたが先頭になってどうのこうの言われるから、区長は仕方なく三者協議会というのを立ち上げたんですよ。その会長に三木里の地区会がなっとるんじゃないですか。言われなくてもそんなことはわかり切っておるんですよ。だから、苦慮しておるのは三木里地区なんですよ、区なんですよ。

一部の人やないですよ、言っときますけど。

それから、あなたは三木里地区会長が出席しない、これに腹を立てて電話で言いましたね、地区会には協力せんと。そのことを答えてください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 確かに私はちょっと言葉足らずのところがございます。私の生まれ故郷でございます。これは記者会見のときも申し上げましたけども、生まれ故郷はやっぱり気持ちが強いわけですよ。それは尾鷲全体そうです、私も生まれ故郷でございます。特に生まれたところでございますので、その思いは特に強いんです。ですから、僕は三木里のためにという思いはものすごい持っています。ただ、僕は市長職でありますから、そういう思いは持つてはいけないのかなと思うときもあります。尾鷲は尾鷲で平等でございますので平等に考えないといけないと思っています。ただ、やっぱり気持ちの中では生まれ故郷は大事なところでございます。ですので、確かに私は区長に対して何度も、区長が私の前で言うことと、ほかのところと言うことが何か若干違うようなところが感じられていまして、何とかリーダーシップをとってくれと再三私は申し上げております。そういう中で、私は区長に対して厳しいことを言ったかもしれませんが、決して私は三木里のことを投げやりにするつもりはないですし、僕の中では一番大事に思っているまちでございますので、その辺のことはぜひご理解いただきたいというふうに思います。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 三木里住民も同じ市民ですよ。税金も皆さん払っております。それに対してあなたがこの懇談会に出ないから腹を立てるってどういうことですか。不思議でなりませんよ。あなたの人間性が一番あらわれておるんじゃないですか、これは。市長ですよ。三木里住民は税金を払っとらんのですか、住民は市民じゃないんですか。そのことを認識した上でそんな電話をかけるというのは、あなた自身どう思っておるかというのが私は不思議でならんですよ。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） そこはいろいろ事情がございます、その4日前か、16日の日には担当部長を通して連絡させていただいて、そのときは、副会長は1人来れないかもしれないけども2人は行けるということを聞いておりました。当日になって行けない、キャンセルするということでございましたので、そういうことでなぜ来れないのかという話をさせていただいた状況でございます、そういう

ことでございますので、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） これ以上は、あなたの言った言葉を私は知っていますが、実際、私はその場におったんですから、あなたが電話してきたときに。それで区長が言っていましたわ。「おどしやのう」と言っていましたよ。私は目の前におったんですから。はっきり申しまして、私は言いました。こんな懇談会にあんた出る必要ないよと言いましたよ。あなたも知っていると思いますけどね。何か聞くところによると、ちょっと口に出して言っていましたから。

それから、次に進んでいきたいと思いますが、あなたは御浜の熊野支部長宅に電話で、これまたどなりましたね。私はそう聞いておるんです。間違いありませんか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） その辺もかなり誤解があるんですよ。きちっと私はこの処分が出た段階で説明させていただこうと思うんですけども、一方的にばんと言われるのは、この一般質問の中で、議場の中でどうなのかなという気がします。私の名誉にかかわることでございますので、そのことにつきましては、きちっと私は処分が出た段階で市民の方にも説明させていただこうと思っています。ただ、今、いろんな誤解やうわさが飛んでいる中で、もう何を言っても今はだめだということで法曹関係者の方からの指摘もございます。ですので、その辺のところをぜひご理解いただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 今もまた自分の名誉にかかわる、とんでもないですよ。まず相手の名誉を考えなさいよ。奥さんはもうおびえ切っていたと言っていましたよ。それで、あなたは支部長宅にこのチラシをまきました。これですね。「御浜町の個人・法人に朗報。経費削減をしましょう。高い顧問料を払っていませんか。業務の記帳代行、記帳指導、月2,000円、4,000円。経営コンサルティング会社、有資格者の頭脳集団、株式会社」、こうありますな。間違いありませんね。このコンサルティング会社というのは、だれが社長なんですか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） その辺のことも、私は本当に何度も申し上げますけども、今回のことは深く反省しておりますけども、ただ、そういう田中議員の発言に関しまして、私は非常に不愉快ですね。私の名誉にかかわることでございますので。記

帳代行というのは、今回の税理士云々という話では全然問題ないことだと思いますし、ですので、その辺のいきさつも含めてきちっと処分が出た段階で説明させてもらおうと思っていますけど、今の段階で田中議員がそういうふうな発言をされるのはいかななものかと思えますけど、そういうことをご理解いただきたいと思えます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） あなたの名誉じゃないじゃないですか。相手の不名誉なことじゃないですか、チラシを配って。営業の妨害行為でしょうが。こんなことをしてよいという市民はおりませんよ。それを何ですか、あなたは、自分の名誉だ何だって。すりかえやんとってください。

それから、あなたは言われなかったけども、今、この会社の実質的な経営者はだれですかと聞いとるんですよ。答えられないというんでしたら、それでよろしいんです。答えられませんか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 議員時代、議員になる前から私が起こしたコンサルティング会社でございまして、今の段階では形だけかもしれませんが代表者は私になっていると思えます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 頭脳集団、これは何人頭脳集団がおりますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 役員が今3人ございまして、あとはもう株式公開なら株式公開、それから企業のM&A業務、そういうことでいろんなところと提携しながらやっているという状況でございまして、そこまで言わないといけないのかなという気もしますけど、そういう状況でございまして。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） これには私はあきれておるんですけども、あなたは国税局に告発されないで続けておったら、これは全くのにせもんですな。こんなもんを配って、してくださいしてくださいと。こんな広告自体、これは全く事実無根のことですよ。国税局に指摘されて、これが全くあかんということになりましたな。それを続けようと。これがなかったらずっと続けていくんですよ。これは全く虚偽記載ですよ、広告の虚偽記載。不実証広告規制に該当するんです。虚偽、誇大広告、3カ月間の業務停止、あるいは罰金刑とかいろいろありますけど、その内容

は私も詳しくありませんから、これだけにとどめておりますけど、あなた、これは重大な犯罪ですよ。そういう認識がないんですか。犯罪じゃないですか、こんなもん。あんたは税理士の仕事はできないんだから。できないのにこんなできるような勧誘をしとるんですよ。違いますかね。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） そこは問題発言だと思いますけども、その辺は私の名誉にかかわることですので、きちっと私の方も法曹関係者の方々と相談させていただいて田中議員に対して対応させていただきたいと思います。今、犯罪行為だと言われましたけど、一切そんな犯罪行為はございません。ですので、田中議員、言葉を選んでいただきたいなというふうに思います。ですので、法的には一切問題ありませんので、そこを問題あるかのように言われるのはどうかなと私は思います。そのところは、これこそ本当に私の名誉を棄損する行為だと私は思いますよ。そうじゃなくて、今回のところの逆に何が問題なのかというところを、私もきちっと説明していないところが悪いんですけれども、処分が出た段階できちっと説明させていただきたいと思っていますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） そしたら、あんたは税理士法違反は犯罪じゃないと思っておるんですね。教えてください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） いや、私はそうは言っておりません。今回の件について私は深く反省しております。本当にもう自分が嫌になるくらい深く反省しているという状況で、ただ、今、犯罪行為だというふうに言われた点につきましては私はいかがなものかと、一切そういう犯罪行為じゃないことに対して犯罪行為と言われるのはどうかなというふうに思います。それは私の名誉を棄損する発言だと思いますので、その辺のところは、ぜひ田中議員、考えていただきたいなと思います。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） そういう考え方は全く納得できません。税理士法に違反しておって、こんなことをしておってですよ、自分は税理士法に違反していないという発言と一緒にじゃないですか、こんなもん。何も私が名誉どうのこうのと言われる筋合いはないですよ。

それから、これはなぜあなたはこういうことで税理士法で規制されておるかという意味合いですよ。勧誘する自分が相手に利益供与することなんです。利益を

供与して、こういうふうにあくしておりますよと。その中からあなたは企業癒着じゃ何じゃらって、前市長の8年間のうみを出さないかと。全くもってあなたはこんな広告を出して癒着を自分からしていきよる。企業に癒着。違いますか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 私は、議員時代もそうでございますけども、顧問先につきましても、とにかくしがらみがないようにという形でやっております。仕事は仕事、議員活動は議員活動と割り切っております。市長になってからでも市長職は市長職という形で、きちっとその辺は割り切っておりますので、そういう癒着ということは、私は一番嫌な言葉でございますので、その辺はそういう一方的な言い方というのはちょっとどうかと思いますけど。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） そう言われましても、これは癒着の構造をつくっていくから税理士さんの兼業を法律で禁止されているんじゃないですか。それがなかったら一般の人が幾らしてもよいですよ、その資格さえあれば。あなたは市長だから、こういうことはやってはいけませんよということが税理士法でうたわれておって、今、あなたは罪になっておるんじゃないですか。だから癒着以外の何物でもないでしょう。

それともう一つ言わせてもらおうと、こういうことをしておったら、こういう企業が選挙になればあなたを応援するのは当然のことだと思いますよ。これは、こういうことをしてもらったら、あなたも今までやってきた企業の中で応援してもらいましたでしょう、その方々に、便宜を自分が供与しておるその会社に。公職選挙法にも抵触するかもわからないですよ、この会社から1票もらえるんだから。そうじゃありませんか。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 何か違うと思うんですよね。じゃ、  
のお客さんという  
のは  
さんを応援するんですか。そういうことになってきますでしょう。

議長（三鬼和昭議員） 市長、固有名詞で例えを出さないように。

市長（奥田尚佳君） ああ、すいません、申しわけないです。今のは取り消しさせていただきますけど、ですから、固定観念で一方的に言われるのはどうかと思います。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 例によって言葉のすりかえで逃げようとしておりますわな。あ

る会社のその人だったら名義を奥さんに変えたりしてやっとなんではないですか。だれだって市長の立場になったらそうしますよ。あなたは堂々と自分がやっとなんでしょ、自分の名前で。それとはすりかえやんとってください。

それから、市民にあなたは説明したいと言っていますね。北村議員も、皆さんが言われていることと同じなんですけど、市民に何を説明したいのですか。もし前科一犯となるようなことがあれば。あなたは市民に説明して、これを尾鷲市民が、ああ、よろしいよと許すような市民ですか、尾鷲市民は。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 田中議員の意見として聞いておきます。議員の皆様から早く説明しろという方もいらっしゃるけど、何をやるんだ、しなくてもいいじゃないかという意見もございまして、私も混乱しているんですけど、やっぱりきちっと説明はしないとイケない……。

議長（三鬼和昭議員） 市長、しなくてもいいですという発言はないように思いますが。今の質問は何を説明されるんですかという質問ですから、端的にお答えください。

市長（奥田尚佳君） そうですね、その辺はきちっと当然おわびして、できれば経緯等もお話しできる範囲でしたいなと思っている次第でございます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 市民に説明するまでもないですよ。みじめな思いをするだけです、ほんまに。自分でさっさとやめていけばそれでよいことなんですよ。自分がした罪なんですから。罰を受ける受けないは別です。罪の重さ軽さは関係ないですよ。前にも北村さんが言われておりましたが。今の市政の議会と職員との信頼関係、全くもって今後あなたは運営できる自信というのはあるんですか。私なら到底ありませんよ。どう思っていますか。あなたの職員の信頼関係をここで聞いてみましょうかいね。ありませんよ。議会にもありません。それで今後、市をどうやっていくんですか。あなたが退場するしかないでしょう。私はそう思いますけど、あなたはそんな認識がないんですね。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 何度も申し上げますけども、司直の手に今ゆだねられている状況でございまして、この結論がいつ出るのかわかりませんが、結論が出た段階で私もきちっと自分の身の振り方は考えないとイケないなというふうに思っている次第でございます。今回の件につきましては私も深く反省しております。そ

ういう中で私なりにきちっと身の振り方を考えたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 信頼関係がない、それを認めた上でそう言われると思うんですけども、それでは尾鷲市民に申しわけないですよ。私も議員の端くれですけど、私なりに私の思いで未熟ですけどやっておるつもりです。

最後にもう一度聞きますけど、あなたは議会不信任案決議がなされた場合、議会を解散するかどうか、それをもう一度、同じ答えでしようけど答えてください。

議長（三鬼和昭議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 先ほど申し上げたとおりでございます。不信任案決議が出た段階で二つの選択肢がございます。その中で慎重に考えた上で私なりの結論を出したいと思っております。

議長（三鬼和昭議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） あなたは、この間の市P連で、お子さんがどうのこうのといっ  
て41歳の市民の方に追及されたとき、泣いておられたそうですね。それだったら子供さんのもとの帰ってあげなさいよ。あなたが一番幸せですわ、それが。子供にとっても。そう思いませんか。

答えがないようですから、これで終わります。

議長（三鬼和昭議員） 先ほどの市長の答弁の中に固有名詞の指摘をしたところは削除いたします。

以上で本日の一般質問は打ち切り、明後日11日水曜日午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 1時45分〕